

# 一般社団法人おおさき産業推進機構定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人おおさき産業推進機構と称し、英文では、**Osaki Industry Promotion Organization** と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県大崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、持続可能な地域づくりを目指し、地域内外の連携による知恵と情熱を共有し、経営者が抱える課題を伴走型支援により解決を図り、地域全体でイノベーションを生み出し、もって大崎地域の内発型産業の振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 経営課題等に対する相談・助言
- 2 内発型産業振興に資する情報の収集・分析・提供
- 3 経営革新及び経営基盤等の強化に対する支援
- 4 産学官金連携及び企業間等の連携強化による産業創出支援
- 5 地域内外の企業、団体及び産業支援機関等との交流促進
- 6 人材確保・人材育成に対する支援
- 7 社会動向の変化に対応する支援
- 8 大崎市の産業振興政策実現に資する連携
- 9 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体を当法人の会員とし、一般社団

法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人第49条第2項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

（会員の資格喪失）

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

（会員名簿）

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

（構成）

第12条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般社団法人法第49条第2項の決議は、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とする。
  - 3 前項の理事長をもって一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会員以外の理事は、理事総数の3分の1以内とする。また、会員以外の監事は、1名以内とする。
- 3 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務および権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事及び監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般社団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、

理事会の決議により、免除することができる。

(顧問)

第29条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者又は当法人に功労のあった者の中から、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営に関して理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(開催)

第32条 通常理事会は、毎年定期に年2回開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時理事会を開催することができる。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、

会議の日時及び場所を通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第22条第4項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第38条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会において、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議すること、その他法令に定める事由により解



散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 委員会等

(委員会・部会の設置)

第47条 当法人は、第3条に規定する事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の種類、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 事務局

(事務局)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第50条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	堀切川 一男	石ヶ森 信幸	吉田 祐幸
	佐藤 俊明	畠 良記	三浦 知彦
	天岸 義忠	村田 秀彦	高崎 かおり
	今野 崇輝		
設立時代表理事	堀切川 一男		

設立時監事            三塚    義信            屋木   雅史

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住        所        仙台市青葉区一番町一丁目16番12-202号

設立時社員        堀切川   一男

住        所        宮城県大崎市古川江合錦町一丁目4番10号

設立時社員        石ヶ森   信幸

住        所        宮城県大崎市古川七日町4番1-203号

設立時社員        吉田   祐幸

住        所        宮城県大崎市古川福沼一丁目20番15号

設立時社員        佐藤   俊明

住        所        宮城県大崎市古川千手寺町一丁目5番21号

設立時社員        畠   良記

住        所        仙台市泉区紫山一丁目71番地の14

設立時社員        三浦   知彦

住        所        宮城県遠田郡美里町青生字水越浦54番地8

設立時社員        天岸   義忠

住        所        宮城県大崎市古川江合錦町一丁目8番26号

設立時社員        村田   秀彦

住        所        宮城県富谷市富谷清水仲119番地5

レジデンス内海Ⅱ205

設立時社員        高崎   かおり

住        所        宮城県大崎市古川宮沢字新田町90番地

設立時社員        今野   崇輝

住        所        宮城県大崎市古川休塚字目見田3番地

設立時社員        三塚   義信

住        所        仙台市青葉区葉山町5番10-1103号

設立時社員        屋木   雅史

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

以上，一般社団法人おおさき産業推進機構設立のため，この定款を作成し，設立時社員が次に記名押印する。

令和5年11月22日

設立時社員 堀切川 一男

設立時社員 石ヶ森 信幸

設立時社員 吉田 祐幸

設立時社員 佐藤 俊明

設立時社員 畠 良記

設立時社員 三浦 知彦

設立時社員 天岸 義忠

設立時社員 村田 秀彦

設立時社員 高崎 かおり

設立時社員 今野 崇輝

設立時社員 三塚 義信

設立時社員 屋木 雅史